

<h1>静岡市報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

目 次

監査公表

- 平成30年度行政監査（テーマ監査）、令和 3 年度定期監査、令和 4 年度財政援助団体監査、令和 4 年度出資団体監査、令和 4 年度指定管理者監査及び令和 4 年度学校監査指摘事項に対する措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 令和元年度及び 2 年度包括外部監査指摘事項に対する措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 令和 4 年度静岡市井川財産区定期監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 令和 4 年度静岡市両河内財産区定期監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 令和 4 年度行政監査（テーマ監査）結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

監 査 公 表

静岡市監査公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、静岡市長等から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和 5 年 4 月 12 日

静岡市監査委員	遠 藤 正 方
同	白 鳥 三和子
同	福 地 健
同	大 石 直 樹

記

1 平成30年度行政監査（テーマ監査）

（1）学校預かり金に対する教委事務局の関与の不十分さについて〔教職員課〕

【指摘事項】

今回の行政監査（テーマ監査）は、準公金である学校預かり金が、教育委員会全体の組織において、教委事務局ラインと各小中学校の現場ラインとがどのように関わり、連携しながら事務処理されているのかに重点を置く監査となったが、両ライン間には大きな意識の乖離があることが確認された。

教委事務局は、学校預かり金自体の必要性は認めつつ、その事務処理（学校預かり金の徴収額、徴収方法等）はあくまで各小中学校（現場ライン）の校長の判断で行うものであって、具体的な取扱いは手引に定めたとおりに実施すべきものであるとの認識であった。しかし、この手引は教委事務局の責任の下で作成されたものではなく、設置要領に基づく内部組織である学校事務改善協議会によって作成・配布されているものである。この協議会の位置付けなどについては、平成27年度包括外部監査結果に対する措置状況について平成29年2月2日に開催された教育委員会定例会においても疑問が出され、この協議会と手引の在り方について教育委員会の関与に係る責任の所在が明確でないとの指摘がなされている。

一方、各小中学校の現場ラインの実情からは、学校預かり金（特に、金額が大きくリスクが高い修学旅行費と給食費）についての教委事務局ラインの積極的な関与や制度改正への期待が大きく、過去の学校預かり金横領事件を踏まえた不安感も大きいものがあることが窺えた。

このような学校預かり金をめぐる教委事務局ラインと現場ラインの意識の乖離状態は、少なくとも前述の平成29年2月教育委員会定例会において各教育委員も認識しているはずであるから、教委事務局と各小中学校は前記協議会設置の経緯に関する資料に記載があるような「市教育委員会は学校の応援団」などという一体感に欠ける認識から早急に脱却し、教委事務局・各小中学校現場が同じ危機感を持って、学校預かり金に対する教委事務局の関与の在り方を明確にした上で、学校預かり金のもつ課題に一体となって対処することができる体制を構築すべきである。

【措置の状況】

これまで、「学校預かり金の手引」の改訂が必要となった場合、その作業は、学校事務支援室が事務局を担当し、小中学校教職員と教育委員会事務局職員の代表者で組織された「静岡市学校事務改善協議会」が担当してきました。

今回の指摘を受け、教育委員会事務局の関与の在り方を明確にし、教育委員会事務局・各小中学校現場が学校預かり金のもつ課題に一体となって対処するため、以下の措置を講

じました。

- ① 令和2年3月、教育委員会各課の監修により教育委員会事務局が「静岡市立小中学校学校預かり金の手引」を新たに作成し、さらに、教職員課では、令和2年4月に学校預かり金に関する課題の対応と適正な事務処理のため、委員に委嘱した小中学校事務職員の代表者と教職員課職員からなる「学校預かり金検討委員会」を組織しました。
- ② 学校預かり金会計を適正に処理するため、令和2年度から教職員課が統括事務主幹に委嘱し実施している、支部内小中学校の会計処理状況の点検を今後も継続していくとともに、令和5年度から共同学校事務室を設置し、OJTの実施による事務職員の育成及び資質の向上を図ることで事務支援体制を強化します。

(2) PTA会費の取扱いについて〔教職員課〕

【指摘事項】

平成27年度包括外部監査ではPTAと学校の関わり方について指摘がなされた。これを受け、教委事務局は、PTAについては私的団体であると整理した上で、学校とPTAの関係性は相互に補完し合うものであることから、明確にPTA活動と公務とを区分できる場合について、教職員の兼職（兼業）承認申請の対象とするなどの措置を講じ、同時に、手引の中ではPTA会費は学校預かり金として取り扱うべきではないと明記した。

しかし、今回監査を行った43校中39校（90%）がPTAからの依頼を受けて学校職員が会費の収納事務を行っている実態が明らかとなった。

これは、PTA会費について、学校預かり金として取り扱うべきでないという建前に対し、学校預かり金と同時に取り扱わざるを得ないとする学校現場の実情との乖離が明らかとなったというべきものであり、前述した包括外部監査結果に対する措置の不徹底や準公金と私的会費の混同の問題についての学校現場の実態を教委事務局が認識ないし理解していない証左である。教育委員会は、教委事務局が現場の状況を改めて確認した上で学校現場と一体となって早急に対処し、必要な措置を講ずるべきである。

【措置の状況】

PTA会費の取扱いについては、これまでPTAは私的団体と整理した上で、学校とPTAの関係性は相互に補完し合うものであることから、明確にPTA活動と公務とを区分できる場合について、教職員の兼職（兼業）承認申請の対象とするなどの措置を講じてきましたが、手引の中ではPTA会費は学校預かり金として取り扱うべきではないとしてきました。

このような中、全小中学校に対して、平成30年5月に実施した、PTA会計の取扱い状況調査では、125校中117校がPTAからの依頼を受けて収納事務を行っていることが確認されました。

今回の指摘を受け、令和2年3月、静岡市PTA連絡協議会と今後の対応策について協議した結果、静岡市PTA連絡協議会からは、指摘事項を課題と認識しつつも、PTA役員の負担増等も考慮し、徐々にPTA主導に変更していきたいため、当面の間は従来どおり学校預かり金と一緒に一括徴収してほしい旨の回答がありました。

教育委員会事務局としては、上記の内容等学校の実情を踏まえ、これまで同様、原則PTA会費は学校預かり金として取り扱うべきではないとの考えであるが、収納事務に関しては、公務と明確に区分することができないことから以下の措置を講じました。

- ① 令和2年4月、PTA会計が学校預かり金と一括して保護者から納入される場合は、やむを得ず当分の間その収納事務を扱うものとし、同様の文言を「静岡市立小中学校 学校預かり金の手引」に追加しました。
- ② 令和2年3月、教職員課から全小中学校長に対し、原則として、教職員はPTAの会計事務を行わないこと。及び、教職員がPTAの会計担当の役員を兼ねるため、やむを得ず会計事務を行う場合は、「兼職（兼業）承認申請書」を提出し教職員課の承認を得ること。また、PTA会計の事務処理のうち、学校預かり金と合わせて行う収納事務に限っては、公務と明確に区分することができないことから、兼職（兼業）承認の対象外とする旨の通知を発出しました。

2 令和3年度定期監査

(1) 補助金交付事務の不備について〔健康づくり推進課〕

【指摘事項】

食生活改善推進事業補助金の交付手続について監査を行ったところ、次の2件の不備があった。

- 1) 食生活改善推進事業補助金交付要綱第3条第2項の規定によれば、参加者から経費の一部を徴収する場合は徴収した額を補助対象経費から除くこととされている。

しかし、令和2年度及び同3年度の当該補助金の交付申請では、交付申請額が補助対象経費から参加者徴収金を除いた額を超えていたが、所管課はこれを訂正することなく申請額と同額で補助金の交付決定をしていた。

- 2) 食生活改善推進事業補助金交付要綱第3条第1項の規定によれば、補助対象経費は補

助事業に要する経費のうち、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費並びに使用料及び賃借料で市長が必要であると認めるものとされている。

しかし、令和2年度の実績報告において申請者から提出された収支決算書には、報償費、旅費等の支出科目の区分が記載されていなかったが、所管課はこれを訂正させることなく受領し、収支決算書に記載の支出のうちどれが補助対象経費であるかの確認を怠っていた。

そのため、監査において補助金の収支に関する帳簿等証拠書類を点検した結果、補助対象経費でない経費を補助対象経費としていた事実が認められた。

また、交付申請時の収支予算の内訳には、補助事業と補助事業でない事業ごとの支出予算が記載されていたが、実績報告書の収支決算にはその内訳が記載されていなかったため、これについても内容を確認したところ、補助事業でない事業の交通費についても補助の対象としていた。

これらの結果、令和2年度の補助金において、84,004円の過払いが生じていた。

【措置の状況】

- 1) 補助金交付事務における交付申請額の審査が適正に行われていなかった原因は、申請を受理・審査する職員において提出書類の確認や誤った申請額に対しての修正を怠るなど「事務事業の適正な執行」についての意識が欠如していたこと、また、添付資料の書式が分かり難いことが挙げられます。

申請者に確認したところ、令和2年度及び3年度の交付申請における収支予算書には、予算額及び補助対象経費について参加者徴収金をあらかじめ差し引いた過小の金額を誤って記載していた事が判明しました。対応としては、書類の修正及び再提出を求め、再確認したところ、交付申請額が補助対象経費から参加者徴収金を除いた額を超えていない事を確認しました。

再発防止に向けた取組として申請時には、補助金交付要綱を基に申請時の注意点をまとめたチェックリストを作成し、申請団体と双方で確認する体制を整えました。また、交付申請額が補助対象経費から参加者徴収金を除いた金額であることが一目で分かるよう添付資料の書式を見直しました。

- 2) 補助金交付事務における補助対象経費について適正に取り扱われなかった原因は、申請を受理・審査する職員において、補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）への理解が欠如していたこと、また、添付資料の書式が分かり難いことが挙げられます。

対応としては、書類の再提出を求め修正を行い、交付決定の変更手続を行いました。

また、過払いとなっていた令和 2 年度補助金 84,004 円については、令和 5 年 2 月 7 日に返還納付を受けています。

再発防止に向けた取組としては、交付団体に対して交付要綱における補助対象経費となる支出科目について、例示しながら説明を行いました。次に、交付要綱に基づいた実績報告時の注意点をまとめたチェックリストを作成し、双方で確認する体制を整え、提出する添付資料について、交付要綱に沿った支出科目に変更するなど書式の見直しを行いました。

3 令和 4 年度財政援助団体監査

(1) 団体の会計経理について〔静岡市静岡特産工業協会活動事業補助金（産業政策課、静岡特産工業協会）〕

【指摘事項】

市静岡特産工業協会活動事業補助金交付要綱第 7 条の規定によれば、交付の条件として、経理は厳正に執り行わなければならないとされており、所管部局はその確認と必要に応じた適切な指導が必要である。

しかし、静岡特産工業協会の経理関係書類を確認したところ、補助対象経費の一部の会計処理において、次の 2 件の不備があった。

- ① 令和 4 年 4 月 15 日に購入した郵便切手に係る費用 5,107 円が、令和 3 年度の役務費に計上されていた。
- ② 令和 4 年 4 月 7 日及び同年 4 月 8 日の両日に行われた倉庫清掃業務に係る費用 78,540 円が、令和 3 年度の委託料に計上されていた。

これらは本来であれば令和 4 年度の経費として申請されるべきものであるが、年度区分を誤った結果、令和 3 年度の補助金において、83,647 円の過払いが生じていた。

【措置の状況】

①及び②について、年度区分を誤った処理により令和 4 年度の経費として申請されるべきものが、令和 3 年度補助金に含まれていた原因は、静岡特産工業協会内の経理担当者間での引継において、会計年度の所属区分の認識が正しく引き継がれていなかったことによるものです。

再発防止に向けては、指摘事項を当協会内で周知するとともに、市の「会計事務の手引」を遵守する等の指導を行い、協会からは、チェック体制を強化するため、新たに経理副担当者を他の職員が担う旨の報告があり、これを了承しました。

なお、「指摘事項」にある過払い（83,647円）とは別に、当該費用の業者への振込手数料330円も、本件指摘事項と同様の誤りにより、過払いとなっていたため、83,647円に330円を加えた83,977円について、令和5年2月1日付けで市に返還されました。

(2) 補助金交付手続について〔静岡市中学校体育連盟運営事業費等補助金（学校教育課、静岡市中学校体育連盟）〕

【指摘事項】

市中学校体育連盟運営事業費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定によれば、静岡市中学校体育連盟（以下「連盟」という。）は、補助事業を変更しようとする場合などにはあらかじめ所定の申請書を提出しなければならないこととされており、要綱第9条の規定によれば、市長はその申請の内容を審査して承認すべきと認めたときは所定の通知書により連盟に通知することとされている。

しかし、中学校体育連盟運営事業費等補助金の交付手続について確認したところ、次の2件の不備があった。

- ① 交付申請時に提出された事業計画書に記載された行事（クロスカントリー）が中止されていたが、これに関する変更手続がなされていなかった。
- ② 本件補助金は、連盟の繰越金の状況などを理由として交付決定額（194万円）とは異なる金額で確定されていたが、これに関する変更手続がなされていなかった。

【措置の状況】

- ① 交付申請時の事業計画書に記載された行事の中止に基づく変更手続がなされなかった原因は、補助金交付手続の確認不足によるものです。

そのため、団体に対し、要綱の内容を確認し、事業を中止する場合は市長の承認を受けるよう指導するとともに、改めて、両者にて補助金の交付から額確定までの手続の流れを確認しました。

- ② 連盟の繰越金の状況などを理由として、交付決定額とは異なる金額で額が確定されていたが、その変更手続がなされなかった原因は、補助金交付手続の認識不足によるものです。

そのため、団体に対し、交付申請・決定時と異なる内容や補助金額の算出方法により実績報告を行う場合には、事前に必要となる手続を確認するよう指導するとともに、改めて、両者にて補助金の交付から額確定までの手続の流れを確認しました。

- (3) 団体の年度区分に係る交付申請手続及び会計経理について〔静岡市中学校体育連盟運営事業費等補助金（学校教育課、静岡市中学校体育連盟）〕

【指摘事項】

静岡市中学校体育連盟規約第23条の規定によれば、連盟の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるとされており、本件補助金の諸手続はそのことを前提に執行されるべきものであるが、連盟の補助金交付申請書類及び経理関係書類について確認したところ、次の2件の不備があった。

- ① 補助金は、特定の事業の遂行を奨励することなどを目的に支出するものであるから、事前申請を原則とするものであり、要綱第5条及び第6条の規定においても、連盟は補助金の交付の申請をしようとするときは、交付申請書に事業計画書などを添えて申請し、市長は補助金の交付を決定したときは連盟に通知することとされている。

しかし、令和3年度の補助金交付申請が、連盟の会計年度の始期である4月1日を過ぎた日（令和3年4月14日）に提出され、申請前に支出した旅費を含めて補助金額が算定されていた。

- ② 連盟は、令和3年度の決算書を年度途中の令和4年3月4日付けで作成しており、同決算書には、同年3月31日に支出した携帯電話使用料9,549円が計上されていなかった一方で、令和3年3月31日に支出した携帯電話使用料9,653円が計上されており、市も、この決算書を基に補助金を算定していた。

【措置の状況】

- ① 補助金の交付申請前に支出した旅費を含めた事業費に基づき補助金額を算定していた原因は、連盟の事業（会計）年度の始期と補助事業に係る交付の申請時期に対する認識が不足していたことによるものです。

そのため、団体に対し、事業（会計）年度に合わせて適切な時期に補助金の交付申請を行うよう指導し、今後は、4月1日付けにて交付申請ができるよう準備を進めていく旨の報告があり、これを了承しました。

- ② 連盟の決算書の作成にあたり、携帯電話使用料の計上が誤っていた原因は、会計年度に計上すべき経費に対する認識不足によるものです。

そのため、連盟に対し、会計年度ごとの決算書に計上すべきものについて精査するよう指導し、この件に関し、決算書の作成時期や決算書への通信費の計上方法について、連盟内で、会計担当者を中心に確認を行った旨の報告があり、これを了承しました。

今後、市においては、実績報告時に、決算書上、補助対象経費の年度を正しく区分し

た上で作成しているのかどうかを、連盟に確認するなどして対応してまいります。

4 令和 4 年度出資団体監査

(1) 決算報告書の記載内容の誤りについて〔一般財団法人静岡市国際交流協会（国際交流課）〕

【指摘事項】

① 基本財産等への充当額の不記載について

貸借対照表を確認したところ、指定正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて内書きとして基本財産への充当額及び特定資産への充当額が記載されていなかった。

② 内訳金額の誤りについて

財務諸表に対する注記を確認したところ、「4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の表中、退職給付引当預金の当期末残高17,364,530円の内訳について、「うち負債に対応する額」の欄にのみ全額を記載すべきところ、「うち負債に対応する額」と「うち一般正味財産からの充当額」の欄それぞれに全額を記載しており、内訳金額が当期末残高と一致していなかった。

③ 支出科目の振り分けの誤りについて

正味財産増減計算書内訳表を確認したところ、法人会計の管理費に計上すべき支出を事業費に計上するなど、支払科目の仕分けに誤りが散見された。

④ 口座残高との不一致について

財産目録を確認したところ、決算日時点において清水銀行の口座にあった流動資産の普通預金分133円が、静岡銀行の口座の金額に計上されており、実際の口座残高と一致していなかった。

【措置の状況】

① 貸借対照表において、基本財産への充当額及び特定資産への充当額が記載されていなかった原因は、「公益法人会計基準に関する実務指針」（以下、指針）の理解が十分でなく、団体内でのチェック機能が十分に働いていなかったことによるものです。団体に対して、指針の再確認及び貸借対照表の形式を改めるよう指導したところ、適切に処理した貸借対照表と、団体内の確認体制を強化した旨の報告があり、これを確認しました。

② 財務諸表に対する注記の「4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の表中、内訳金額が当期末残高と一致していなかった原因は、決算資料作成に関する知識が充分でなく、団体内でのチェック機能が十分に働いていなかったことによるものです。団

体に対して、誤記部分の訂正及び再発防止策を検討するよう指導したところ、適切に処理した財務諸表と、団体内で財務諸表に対する注記の正しい記載に関して税理士から指導を受け、確認体制を強化した旨の報告があり、これを了承しました。

- ③ 正味財産増減計算書内訳表において、支出科目の振り分けに誤りがあった原因は、令和3年に導入された新しい会計システムに対して、団体職員の習熟度が足りず誤った支出科目コードを入力したのが原因です。団体に対して、会計システムの操作方法やマニュアルを改めて確認するよう指導したところ、システム導入業者から追加サポートを受けて操作方法を改めて学んだ旨の報告があり、これを了承しました。
- ④ 財産目録における清水銀行の口座にあった流動資産の普通預金分133円が、静岡銀行の口座の金額計上されていた原因は、財産目録の記載時の振り分け方の理解不足のためです。団体に対して、内容の修正及び再発防止策を検討するよう指導し、適切に処理した財産目録と確認体制を強化した旨報告があり、これを了承しました。

- (2) 賞与引当金の賞与支給見込額の誤りについて〔公益財団法人静岡市文化振興財団（文化振興課）〕

【指摘事項】

賞与引当金の算定における賞与支給見込額の積算根拠を確認したところ、正規職員の支給月数で計算すべきところを再雇用職員の支給月数で計算するなど、3人の職員の支給見込額に誤りがあり、賞与引当金が492,977円少なく計上されていた。

【措置の状況】

算定方法に誤りが生じた原因としては、3名のうち2名については、他の職員と異なる特殊な契約による職員であり、賞与の計算方法が一般の職員と異なる計算式で算出すべきでしたが、一般職員と同様の計算式により算出してしまったこと、1名については、当該賞与支払い前に再雇用職員の規定改正が行われていましたが、改正前の規定に基づき積算をしてしまったことが要因です。いずれも支払い前に再計算を行い、実際の支給額は正規の額で支給されています。

団体に対しては、事務処理におけるチェック体制を強化するよう指導し、積算にかかる内訳を決裁に添付し、再雇用職員については色付けする等複数人でより注意深く確認する体制を整備する旨、確認しました。

5 令和4年度指定管理者監査

- (1) 支援センターみらいにおける事業報告（年度報告）の不十分な確認について〔精神保健福祉課〕

【指摘事項】

事業報告書の確認について、「指定管理者制度の手引」（以下「手引」という。）によれば、指定管理者から提出された事業報告書をもとに、所管課は手引の別紙 5 「指定管理業務チェックリスト（例）」を参考に作成した施設ごとのチェックリストを活用して、協定書及び事業計画書等の内容を比較・検証し、業務が予定どおり実施されているか、目標が達成されているかを確認し、検査結果報告書（様式第24号）を作成することとされている。

しかし、静岡市支援センターみらいにおいては、手引に定めるチェックリストが作成されておらず、これを用いた所管課による事業報告の確認が行われていなかった。また、財務帳票である精算書には検収済報告書が添付されていたものの、手引に定める検査結果報告書（様式第24号）は作成されていなかった。

これにより、事業報告の内容確認が不十分なものとなり、その結果、事業計画書に掲げられた業務の一部不履行や業務遂行上必要な資格を有した職員を配置していない場合などがあったとしても、業務の履行状況は適正であるとの誤った年度評価を行ってしまうおそれがある状態となっていた。

【措置の状況】

事業報告の確認が不十分となっていた原因は、指定管理業務に係る適正な事務処理を行うためには「指定管理者制度の手引」の理解が不可欠であるところ、担当者の認識不足から手引を確認することなく前年度の事務処理を踏襲していたことによるものです。また、決裁権者側にも手引をきちんと確認するとの認識が不十分であったことも挙げられます。

指摘を踏まえ、課内で「指定管理者制度の手引」を熟読し、定められた検査手順や書式を共通理解するとともに、チェックリストを速やかに作成しました。また、手続き漏れないよう、新たに執行管理表を作成し、手順ごとにチェック欄を設けました。その他、提出書類についても、担当者任せとすることのないよう事業報告書の別紙「添付書類一覧」に書類確認欄を設け、担当者、上司など複数の職員が確認するよう改めました。

さらに、再発防止に向けた取組を業務概要書に記載し、確実に引き継いでいくこととしました。

- (2) 支援センターみらいにおける財務諸表の提出について〔精神保健福祉課〕

【指摘事項】

仕様書によれば、指定管理者は年度報告に財務諸表を添付のうえ提出することとされているが、事業報告（年度報告）提出の際に財務諸表が添付されず、指定管理者の財務状況について評価されていなかった。

当該事業については、公募による指定管理者の選定を行っていることから、事業を安定的・持続的に実施可能であるかどうかを判断するためには指定管理者の経営状況を把握することが重要であるため、年度報告において確実に財務諸表の提出を求めて年度評価を行うべきである。

【措置の状況】

年度報告に財務諸表が添付されていなかった原因は、年度報告に財務諸表を添付のうえ提出するという「指定管理者制度の手引」や仕様書上の定めについて、市及び指定管理者の双方が見落とししていたことです。

指摘を踏まえ、課内において団体の経営状況の安定性を評価するための財務諸表の意義を再確認するとともに、手引等で定める書式や確認内容（正味財産増減計算書での損失の有無、貸借対照表での債務超過の有無等）を周知徹底しました。

また、(1)の措置状況に関連し、事業報告書の別紙「添付書類一覧」を作成し、財務諸表を明記しました。さらに、報告時に書類の不足が発生しないよう、新たに「添付書類一覧」に書類確認欄を設定し、市と指定管理者の双方で添付書類の確認を行うとともに、再発防止に向けた取組を業務概要書に記載し、確実に引き継いでいくこととしました。

なお、令和3年度の財務諸表は既に指定管理者に提出させ、経営状況に問題がないことを確認しました。

(3) 支援センターみらいに対するモニタリング調査について〔精神保健福祉課〕

【指摘事項】

手引によれば、職員は、実際に指定管理施設を訪れ、業務の実施状況等を直接把握するモニタリング調査を実施することとされており、調査内容には会計の状況も含まれている。このモニタリング調査の調査項目のうち、「現金や金券類等の管理を適正に行っているか」という項目の所管課による調査結果を監査において確認したところ、「問題ない」とされていた。

しかし、監査において金券類と受払簿を突合したところ、受払簿に記載された270円切手の枚数が、令和3年4月から監査を実施した令和4年9月までの約1年半の間、保有している実数よりも17枚過大に記載されており、モニタリング調査の信頼性に疑義が生じるも

のとなっていた。

【措置の状況】

切手の枚数について、保有している実数と受払簿上の残数に誤差があり、モニタリング調査の信頼性に疑義が生じた原因は、モニタリング調査における「現金や金券等の管理を適正に行っているか」の項目を職員がチェックする際、保管庫の施錠等といった管理状況の確認のみでよいと誤って判断し、切手の受払簿と残数との突合を行っていなかったためです。そのため、「指定管理者モニタリング調査票」の調査項目に「※現金や切手は鉄庫に施錠して保管されているか。※受払簿と金額・切手枚数との突合を行い、相違はないか。」と具体的な検査内容を明記し、今後、担当者が交替してもモニタリング調査の質を確保できるよう改めました。また、再発防止に向けた取組を業務概要書に記載し、確実に引き継いでいくこととしました。

(4) 支援センターみらいにおける管理業務の履行及びその確認について〔静岡県精神保健福祉社会連合会〕

【指摘事項】

本件の指定管理業務については、仕様書において業務に従事する標準の職員数を示しており、地域活動支援センター事業指導員及び地域活動支援センター機能強化事業指導員のうち2名以上は常勤職員を配置することとされている。この仕様書に基づき指定管理者が作成した業務計画書においても、当該事業の指導員については常勤職員2名を配置することとされている。

しかし、監査において労働者名簿により職員の勤務状況を確認したところ、令和3年4月20日から同年8月21日までの間、当該事業の指導員が常勤職員1名しか配置されていなかった。

【措置の状況】

令和3年4月20日から同年8月21日までの間、当該事業の常勤の指導員（精神保健福祉士、保健師、社会福祉士等の専門的職種）が1名欠員となっていたのは、4月に入って職員の急な退職があったためです。

当該職員からの退職届を受け、指定管理者が速やかに4月中から求人を行いました、専門的職種の慢性的な人員不足という社会背景もあり、補充できませんでした。

職員の退職や直ちに募集を行っていること、応募がなく補充が行えないこと、事業の運営への対応について適宜報告を受けており、当該期間中は事業プログラムの効率的な運営

を図るとともに、施設長や他相談員が応援に入り、事業運営に極力、支障が生じないように対応しました。

指摘を踏まえ、職員の募集方法等の在り方について、市と指定管理者間で検討を行い、今後職員の募集を行う際には、ハローワークや静岡県社会福祉人材センター等での求人にとどめず、精神保健福祉士会や看護協会等の職業団体等へも幅広く求人を行うことで必要な人員を確保するよう指定管理者に指導しました。

今後、欠員が生じる可能性がある場合は、事前に市に報告するとともに、事業の執行に支障のないよう、指定管理者の法人内での人事異動も視野に入れて調整すること、また、職員の疾病等で急に欠員が生じた場合における緊急時の業務体制を検討しておくよう助言するとともに、仕様書にも記載しました。

- (5) 蒲原子育て支援センターにおける指定管理者指定に係る指定通知伺いの不適切な作成又は保存について〔子ども未来課〕

【指摘事項】

手引によれば、市は、指定議決を受けた団体に対し、様式第5号により管理を行わせる施設の名称、所在地、指定期間、業務の範囲等を通知することとされている。

しかし、監査の過程で、指定通知伺いを確認しようとしたところ、所管課はこれを示すことができなかった。

公印が押された指定通知文書『平成30年3月22日付け30静子子未第5209号』が支出負担行為に添付されていることから、仮に指定通知伺いが作成されているのであれば平成29年度末に作成されているものと推測されるが、当該決裁文書が作成されていないのか、あるいは作成したものの紛失してしまったのか、所管課においても確認することができない状況となっていた。

【措置の状況】

指定通知伺いを示すことができなかった原因は、文書管理システムにおいて文書を作成した記録が残っていないことから、指定通知伺いは作成されていなかったと推測しました。また、公印の使用については、公印使用簿の保存期間が経過していたため、確認することができませんでした。

指定通知伺いが作成されていなかったことの原因としては、指定管理者制度の手引の確認不足により、担当者の事務処理における理解が不足していたことや、課内での確認が不十分であったことが考えられます。

再発防止に向けては、指摘事項を課内で周知するとともに、指定管理者制度の手引や文書事務に関するマニュアル等に基づき文書を適切に作成し管理、保存することを改めて周知しました。

(6) 蒲原子育て支援センターに対するモニタリング調査について〔子ども未来課〕

【指摘事項】

手引によれば、職員は、実際に指定管理施設を訪れ、業務の実施状況等を直接把握するモニタリング調査を実施することとされており、調査内容には会計の状況も含まれている。このモニタリング調査の調査項目のうち、「専用の帳簿等を備え適正に経理処理を行っているか」という項目及び「現金や金券類等の管理を適正に行っているか」という項目の所管課による調査結果を監査において確認したところ、「問題ない」とされていた。

しかし、監査において以下のような事実が判明し、モニタリング調査の信頼性に疑義が生じるものとなっていた。

- ① 現金について、年度当初の受入高（前年度からの繰越額）を記帳しておらず、また、取引毎の残高も記帳していなかった。
- ② 市から払い込まれた指定管理料について、指定管理料の会計帳簿の貸方に記帳すべきところ、借方に記帳していた。
- ③ 宛名及び品名が記載されていない領収書により支出されていたものが見受けられた。
- ④ 郵券の受払簿が未作成であった。

【措置の状況】

帳簿等に不備があるにもかかわらずモニタリング調査において「問題ない」としていた原因は、担当者のモニタリング方法の理解不足により帳簿等の有無は確認していたが、添付書類を含めたすべての中身の不備等の確認を1件ずつ丁寧に行っていなかったこと及び帳簿確認の知識が不足していたことであるため、再発防止に向け、担当者の変更となっても毎年度統一された方法で適切なモニタリングが実施できるように、実施方法の担当者用マニュアルを作成し係内で周知しました。

(7) 蒲原子育て支援センターにおける定期清掃業務の第三者委託手続について〔子ども未来課、特定非営利活動法人子育て支援どろん子〕

【指摘事項】

施設の定期清掃業務を第三者に委託する際に、次の2点の不備があった。

① 第三者委託の通知及び報告について

手引によれば、市は指定管理者のみでは実施が困難と認められる業務については、指定管理者に対して、第三者に委託することができる業務やその条件を所定の書式により事前に通知すること又は募集時の仕様書で示すことなどにより、その一部を第三者に委託することができることとされており、指定管理者は第三者に委託する場合、手続が終了した後に所定の書式により委託状況を市に報告することとされている。

しかし、蒲原子育て支援センターで実施された定期清掃業務については、募集時の仕様書において「清掃や設備の保守点検等個別の具体的業務」を市と協議のうえ第三者委託することができる旨の記載はあるものの、定期清掃業務が第三者委託の対象となることは明示されていなかった上、所定の書式による事前の通知もされておらず、指定管理者からの委託手続終了後の所定の書式による報告もなされていなかった。

② 業者選定方法について

協定書第9条の規定によれば、指定管理者が第三者に指定管理業務を委託するときは、市に準じた形式によって業者選定から検収に至る手続を実施するものとされている。

しかし、業者選定に係る手続が実施されていなかった。

【措置の状況】

① 第三者委託の通知及び報告について

第三者委託の通知及び報告がされていなかった原因は指定管理者制度の手引の確認・理解不足であるため、再発防止に向けて、指定管理業務の実施にあたり指定管理者制度の手引を確認、遵守することを係内で周知しました。令和4年度分の第三者委託の報告について、指定管理者に対し報告を提出するよう指導し様式第32号により報告を受けました。また、第三者に委託することができる業務やその条件の事前通知は、令和5年度からの指定管理者に対し、令和5年3月の指定通知とあわせて様式第31号により適切に通知を行います。

② 業者選定方法について

業者選定に係る手続が実施されていなかった原因は委託業務の実施方法を指定管理者が理解していなかったことであるため、再発防止に向け、指定管理者に対し市に準じた形式の手続き方法を示し、今後委託を行う業務については適切に処理するよう指導を実施しました。令和5年度からの指定管理者に対しても、適切な手続きにより委託業務を実施するように指導を行います。

- (8) 蒲原子育て支援センターにおける指定管理業務に伴い発生した廃棄物の不適切な処理について〔特定非営利活動法人子育て支援どろん子〕

【指摘事項】

仕様書及び指定管理者が提出した事業計画書では、指定管理業務の履行により生じた廃棄物について関係法令等に基づく適正な処理を行うこととされているが、廃棄物の処理方法を指定管理者に確認したところ、職員が自宅に持ち帰り家庭ごみとして集積所に捨てているという回答があった。

この説明によれば、事業活動に伴って生じた廃棄物を不適正に処理したことになり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 3 条に違反した廃棄物処理が行われたことになる。

【措置の状況】

指定管理業務に伴い発生した廃棄物が適切に処理されていなかった原因は、事業系廃棄物の処理方法を指定管理者が理解していなかったことであるため、再発防止に向け、指定管理者に対し事業系廃棄物の処理方法を示し、適切に実施するよう指導しました。事業系一般廃棄物は業者による収集及び処理を開始し、産業廃棄物は少量であるため沼上清掃工場又は西ヶ谷清掃工場へ処理を申し込むことで対応するとの報告があり、適切に対応していることを確認しました。

6 令和 4 年度学校監査

- (1) 理科準備室の薬品の管理について（2 件）〔教育センター〕

【指摘事項】

- ① 毒物又は劇物の保管容器には、「毒物」又は「劇物」の文字を表示すべきところ、一部の薬品においてその表示がされていなかった。〈伝馬町小学校〉
- ② 毒物又は劇物の保管容器には、「毒物」又は「劇物」の文字を表示すべきところ、既存ラベルの経年劣化による傷みが激しく、白字に赤色の文字で書かれた「医薬用外劇物」の表示が見えない状況となっていた。〈清水興津中学校〉

【措置の状況】

指摘のあった 2 校から該当する薬品容器の対応後の写真を送付させ、薬品容器に白地に赤色の文字で「医薬用外劇物」の表示があることを確認しました。（令和 5 年 1 月 12 日）

令和 5 年度以降も引き続き適正な薬品管理の徹底を図るため、令和 5 年 2 月に実施した理科授業担当教員対象の教科指導力向上研修教科別研修会や、令和 5 年 4 月に実施予定の理科主任を対象とした理科安全指導研修会で、本件監査において指摘のあった事項の説

明・周知徹底を図ります。(令和5年2月16日)

(2) 農薬の管理について (3件) [教育施設課]

【指摘事項】

- ① 農薬を使用した場合は、農薬使用管理簿により、使用年月日、使用量及び使用場所等を記録することとなっているが、農薬の一部(殺虫剤)について、農薬使用管理簿が作成されていなかった。<清水興津中学校>
- ② 農薬を使用した場合は、農薬使用管理簿により、使用年月日、使用量及び使用場所等を記録することとなっているが、農薬の一部(除草剤)について、使用の状況を適切に記録していなかったことにより、残量が正しく記載されていなかった(残量約4,400ml、記録簿4,500ml)。<清水興津中学校>
- ③ 農薬使用管理簿は3年間保存しなければならないとされているが、令和元年度の帳簿が不存在で、作成もされていなかった。<清水興津中学校>

【措置の状況】

- ① 指摘のあった学校から農薬管理簿を取り寄せ、未作成のものも含め管理簿が作成されていることを確認しました。(令和5年1月11日)
- ② 監査後、該当校の教頭と用務員が、全ての農薬と管理簿を突合した結果、指摘のあった除草剤のみ残量が正確に記載されていなかったため、管理簿を訂正しました。
また、教育委員会事務局が、当該学校から管理簿を取り寄せ、残量が訂正されていることを確認しました。(令和5年1月11日)
- ③ 監査時に、管理簿は「存在しない」と回答しましたが、適切に作成し、保存してあることが確認できました。

今後、作成し、保存した文書は適切に管理し、保存していること自体を失念することのないよう、指導しました。(令和5年1月11日)

<①～③にかかる改善策>

農薬に関して、チェックリストを作成し適正な管理が行われているか定期的に確認します。

また、事務処理の手引きに基づき適正な事務執行に努めるよう全小中学校へ周知しました。(令和5年2月2日)

静岡市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和5年4月12日

静岡市監査委員	遠 藤 正 方
同	白 鳥 三和子
同	福 地 健
同	大 石 直 樹

記

1 令和元年度包括外部監査（地方独立行政法人静岡市立静岡病院と静岡市立清水病院の財務事務の執行について）

（1）静岡病院の独法化の評価・検証〔保健衛生医療課〕

【指摘事項5】

静岡病院については、当初、地方公営企業法の全部適用（全適）を目指すという方針だったのが、独法化を目指すことに方針転換された。

市のホームページでも、「静岡市立病院地方独立行政法人への移行について」において、移行の理由、検討の経緯、独法化のメリット・デメリットが示されているが、「なぜ全適ではなく独法化なのか」という点については説明されておらず、監査でも、その答えは明確に確認できなかった。

上記【現状】の回答1と2の内容については、前述のホームページで添付されている独法化のメリット・デメリットの説明資料の内容と一致しており、まさに、期待（不安）どおりの効果や影響だったと言えるが、それが、数値としてどの程度期待（不安）どおりだったのか、市が検証を行っていないことについても疑問を感じる。

なお、回答1の効果については、もう少し具体的に説明すれば、市の直営時代には、職員の職種ごとに一定の人数枠が設定されていて、それを超えて採用することが難しいため、たとえば看護職員を増加できれば診療加算項目が取れるのに取れないとか、病院専門の事務職員を採用する仕組みがないとか、予算計上していない設備購入を認めてもらうのに手間がかかるだとか、いわば、市庁内部のルールや手続きの不備が足かせになっていて、そこから解放されたというだけの話である。

しかし、これらは、本当に独法化しなければ得られなかったのだろうか、市の直営時代でも工夫すれば解消できたものもなかったのだろうか、とも思う。

また、独法化に関する解説書などを見ると、職員の給与規程や人事制度を見直して、能力や努力に応じた給与や昇給、多様な勤務形態などが導入され、働く場としても活気が出て、収益性も向上、そこを強みとして医師をはじめ職員の確保もしやすくなる、収益性やサービスの向上は当然、市民や患者にも還元される、といったプラスのサイクルが描かれていたりもするが、静岡病院では、給与規程や人事制度については、まだその影響の大きさを考えると慎重にならざるを得ず、手が付けられていないというのが実情である。

以上の点を踏まえて、以下の2点を指摘したい。

- ① 市は、清水病院の経営計画に独法化を掲げる以上、静岡病院での独法化の効果や影響についての評価・分析を行い、清水病院に生かすべきである。
- ② 独法化の効果とされる職員の採用等の足かせの解消について、市直営の体制においても実現を図る方法を研究し、清水病院への適用を検討すべきである。

【措置の状況】

- ① 静岡市立清水病院経営計画（令和5年度～）の策定にあたり、静岡病院の独法化の効果や影響についての評価・分析を行いました。

具体的には、担当の副市長、総務局長、企画局長、財政局長、保健福祉長寿局長等で構成される清水病院ビジョン検討会議などにおいて、先行して独法化した静岡病院の事例を共有し、独法化したことによる議会や他局への合議等を要しない意思決定の迅速化が刻々と変化する医療環境への対応を可能にし、医師等の確保や専門的知識を有する職員の採用による事務局の強化など、経営強化につながっていることが明らかとなりました。また、このような運営体制の強化により、地域の医療機関との連携（紹介率・逆紹介率の向上）や病院経営に係る生産性の向上（入院単価の増）につながっていると考えています。

こうしたことから、清水病院も静岡病院の独法化で得られた知見を最大限活用し、効率的・効果的な病院運営を行ってまいります。

＜静岡病院の独法移行前後における病院指標の変化＞

	平成 27 年度		令和 3 年度
医師数 (人)	141 人	➡	163 人
看護師・助産師数 (人)	525 人		533 人
事務職員数 (人)	62 人		68 人
紹介率 (%)	65.7%		86.6%
逆紹介率 (%)	87.5%		140.0%
入院単価 (円)	68,477 円		90,601 円

- ② 独法化の効果とされる職員の採用等の足かせの解消について、市直営の体制において実現を図る方法を検討したところ、静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例により、民間の病院勤務経験者など専門的知識を有する職員の採用が可能との結論に至りました。そこで、現在、清水病院において、任期付職員の採用について人事課と協議を行うとともに、他都市の事例等を研究しているところです。

(2) 事務職員のプロパー化計画と人事政策について [地方独立行政法人静岡市立静岡病院]

【指摘事項14】

組織にとって、職員の採用計画は長期間にわたって人件費という固定費が発生するという面だけではなく、採用する職員やその家族の生活を預かるという意味をもつ。独法化という大きく組織の構造や人員構成を変える場面であれば、なおさら、中長期な視点で、より丁寧に検討することが求められるべきである。

時間をかけて、丁寧に計画を作ったとしても、物事が計画通りに進むとは限らない。計画と実態が乖離すれば、計画を補正していく必要もあるし、一定の期間、例えば中期計画などが終わった時点で計画と実績との対比を検証する必要もある。そのために、当初の計画を残しておく必要があるが、それが明確に残されていないのは、問題である。

独法化して一気にプロパー化を進めようとしたところ、採用した職員の年齢構成が若い人に偏ってしまったという話は、平成21年度に静岡県立総合病院が独法化した時にも全く同じことが起きていて、平成26年度の静岡県の包括外部監査でも指摘されている。静岡病院では、なぜ、身近な事例を十分に研究されなかったのか疑問である。また、独法化以降も市とのやり取りが重要で派遣職員をゼロにすることは難しいことなどは、自明の理ではないだろうか。独法化する際のプロパー化計画が、どこまで重要性を認識して作成されたのかについて疑問を感じざるを得ない。

現時点で職員の構成や組織の体制が固まってきているが、あとは、当面、現状を維持し

て欠員が出れば補充していく、ということでプロパー化計画を棚上げしておいていいのだろうか。

市の直営時代は、人事異動によって強制的に業務の引継ぎが行われたが、プロパー職員については、限られた職域の中で、ジョブ・ローテーションやキャリア形成を考えていかなければならない。また、専門性が高い人ほど、転職の機会も多く、キャリアプランを示すことができなければ、組織を離れてしまうリスクがあり、欠員が生じた場合の補充も難しくなる。

そういう意味で、独法化後は、市の直営時代とは全く違う人事管理の難しさがああり、病院は、既に採用したプロパー職員に関する人事政策の立案に速やかに取り掛かるべきである。

【措置の状況】

医療を取り巻く環境など、日々変化する状況に対応するためには、定期的に優秀な人材を確保し、組織全体で人財を育てる、「人を育てる組織への転換」を進めていくことが必要です。

また、職員のプロパー化の検討にあたっては、業務量の増減や組織改正等の変化に対応する必要があり、既に採用したプロパー職員の人材育成方針やジョブ・ローテーション、キャリア形成についてもあわせて検討しなければならないと認識しています。

そこで、令和3年3月に人事課長をはじめ人事政策経験のあるプロパー職員などで構成したプロジェクトチームを立ち上げ、令和3年度には「静岡病院の理念を達成できる『目指すべき職員像』」を策定しました。

今年度もプロジェクトチームを継続し、「静岡病院事務職員キャリアプラン」を策定中であり、令和4年度中に周知するよう、作業を進めています。

次年度以降もプロジェクトチームを継続し、プロパー職員の人材育成に引き続き努めてまいります。

(3) 一般会計負担金・補助金の計算について [保健衛生医療課]

【指摘事項23】

負担金については、公立病院として期待される役割や必要な機能ごとにコスト要素を細かく分解して計算されている。そのため、予実比較がしやすく、また、仮に市が全体で予算を削らなければならないとなった場合にも、何を、どれだけ抑制すべきか、という議論もしやすい。

しかし、補助金については、病院が作成する予定損益計算書について、財政当局との調整が行われていても、大局的・中長期的な視点で、市として、清水病院に対していくらまで出すつもりがあるのかといった方針や、2018（平成30）年度末時点で13億1千万円残っている累積欠損金を今後、どのように解消させようとしているのか、といった計画が確認できない。

清水区における今後の医療体制については、清水病院の独法化の検討だけでなく、近隣の公立病院との再編を検討しなければならなくなる可能性がある。そのために、まず、保健医療課や財政局は、清水病院に対する補助金支出額や累積欠損金の解消について、市としての方針や計画を明確にしておくべきであり、それを病院としっかり議論をしておくことが必要ではないだろうかと考える。

【措置の状況】

清水病院に対する補助金支出額や累積欠損金の解消については、これまで担当の副市長をはじめ、総務局、企画局、財政局、保健福祉長寿局の局長等が出席する清水病院ビジョン検討会議において清水病院の職員も交えて議論してきました。

その中で、市として清水病院に対する補助金支出を令和8年度までにゼロにする、累積欠損金を令和12年度までに解消するとした方向性を決めました（令和5年1月26日の経営会議において確定する静岡市立清水病院経営計画に記載）。

これまでの経営改善の取組等により、清水病院に対する補助金支出額については、令和2年度2,153百万円だったものが545百万円減少し、令和3年度は1,607百万円となりました。このことを踏まえて、今後、静岡市立清水病院経営計画で記載した経営改善の取組を実践し、令和5年度、令和6年度と徐々に補助金を削減し、令和8年度には補助金支出ゼロの実現を目指してまいります。

また、累積欠損金についても、令和2年度末に1,362百万円あったものが714百万円減少し、令和3年度末には648百万円となりました。令和4年度においても一定程度の累積欠損金残高の縮減が見込まれているところです。

今後も清水病院の経営改善に取り組み、令和8年度までに補助金支出をゼロにし、令和12年度までに累積欠損金の解消の実現を目指してまいります。

2 令和2年度包括外部監査（防災に関する事業の財務事務の執行について）

（1）【狭あい道路拡幅整備事業費】補助金の支給に関する確認について [建築指導課]

【指摘事項33】

補助金の助成額は、申請時点の実勢費用との乖離を避ける観点から、工事費用についても定期的に見直すべきである。当事業の主な交付対象項目が分筆登記に関するもので、工事費用が適用対象になるケースが少ないとは言え、15年以上見直しが行われてこなかったのは適切ではないと言わざるを得ない。

したがって、今後、助成額の定期的な見直しをルーティン化させるために、見直しの時期や頻度を要綱に定めておくことが望ましい。

また、消費税の改正に対しては、上記の定期的な見直しとは別に、改正の都度、適時に見直しを行うべきである。

【措置の状況】

御指摘を受け、助成額の算定基礎となる消費税率を5%から10%に見直し、令和5年4月1日から適用する予定です。

今後は、助成額の見直しを、定期（5年に1回を目途）及び随時（消費税率の改正の都度）に行うこととし、このことを「事務処理マニュアル」に記載します。

(2) 【河川構造物耐震・津波対策事業】 事業計画の策定・遂行について [河川課]

【指摘事項38】

当事業の目的は、津波から市民の命を守るための施設を整備することであり、事業を予定された時期までに確実に完了させることが強く期待される。

担当課は、確実に事業を進めていくためには、事業対象施設の工事予定時期や優先順位などを明確にした中長期的な計画を策定する必要がある。

【措置の状況】

優先順位の高い浜川水門及び特殊堤並びに向島排水樋管の耐震化については令和3年度までに完了しました。

また、旧大谷川排水樋管の耐震補強については、令和5年度の完了予定となっています。その他の対象施設については、令和3年度から令和4年度にかけて、事業予算や計画期間などを算出し、令和5年度から令和12年度までの実施計画を作成しました。

(3) 【巴川総合治水対策促進経費】 報償金の交付単価について [河川課]

【指摘事項41】

実際単価が算定単価を上回ることは、要綱第2条第3項で容認されるとしても、乖離率が大きく、実際単価が継続して固定化されている状態は、算定価格の計算が実情に合っ

いないことと、要綱第 2 条第 1 項が定める毎年度の見直しの趣旨が形骸化していることを示している。

算定価格の計算方法と実際単価の決定方法について、見直すべきである。

【措置の状況】

算定単価の算出方法については、遊水機能保全の観点から政策的に判断し、洪水による³当たりの作物減収損失を想定し、米生産者手取額、基準収穫量及び農作物共済金額から算定しています。

実際単価の決定方法については、算定単価の変動状況や予算を加味し、毎年度事業決裁により決定することとしました。

(4) **【道路橋の耐震補強】** 対象となる道路橋の選定結果の文書化について [道路保全課]

【指摘事項42】

当事業のように、市民の生命や安全に関わる内容で、工事対象が多数存在し、その中から優先順位をつけながら計画的・段階的に進めていかなければいけない事業については、担当課に対して、事業の対象を公正中立に選定することが強く求められる。

そのためには、第 1 に、どのような考え方や基準で優先順位をつけるのかということを確認しておくことと、第 2 に選定した結果を第三者にも明確に示すことができるようにしておくことが重要である。

この点、当事業は、「道路橋耐震化計画」に耐震対策の優先順位の考え方がまとめられているが、選定結果を文書化できていない。「道路橋耐震化計画」の内容では、優先順位の絞り込みが十分にできないのであれば、考え方や基準を見直すべきであるし、実務上、予算の制約で、優先順位通りの実行ができない場合があるとしても、いったん優先順位を明確にしたうえで、順番を変える場合には、その理由や次年度以降の対応について課内で引き継いでいくように文書化するべきである。

【措置の状況】

道路橋の耐震補強の優先順位を明確にするべきという指摘に対し、以下の対応を行いました。

道路橋の耐震補強は、平成31年3月に策定した「道路橋耐震化計画」に基づき、令和元年度から令和12年度までに103橋の実施を目指しています。これまでは、予算等の制約を考慮しながら継続中の事業や優先順位の高い橋梁等から実施可能な工事を選定し、事業を進めてきました。

このたび、被害が発生する可能性と路線の重要性を組み合わせ、事業の優先順位の検討を行い、耐震事業の優先順位を示した「耐震化 令和4年度以降工事着手予定橋梁一覧」を作成するとともに、橋梁の維持管理全体の事業計画「個別施設計画（健全化・耐震化編）」を改訂し、令和3年9月末にホームページにて公表を行い、その後令和4年3月末に更新しております。

(5) 【消防ヘリコプター維持管理事業】消防ヘリコプターの更新に関する検討について

[警防課]

【指摘事項53】

消防ヘリコプターの価格は、機種によっては20億円を超え、国や県からの補助があるとしても、更新する場合の市の負担（＝市民の税金負担）は非常に大きなものになる。一方で、現行機体は2008（平成20）年度の運用開始から2020（令和2）年7月までに633件の災害に対応し、342人を救出搬送した実績もある。

市は、このような実績を鑑み、費用対効果の検討を慎重に行い、市民に対しても丁寧な説明を行う必要がある。なお、沖縄県が消防防災ヘリコプターの導入について検討した「沖縄県消防防災ヘリコプター導入に係る調査検討報告書（平成30年3月 沖縄県消防防災ヘリコプター調査検討委員会）」が同県のホームページで公表されているが、市でも、今後、このような検討委員会の設置や報告書の取りまとめをしていくのであれば、それなりの時間を設けなければならない。

また、直近3事業年度の使用状況を見ると、法定点検等で使用できない日数が年間100日を超えていて、県内の3機（静岡県、静岡市、浜松市）で互いに使用できない期間をカバーし合っていることから、当市の判断に対して、県や浜松市との調整も必要になるものと思われる。

現行機体の経年劣化による修繕費の増加や今後の大掛かりな修繕・部品交換への対応のことも考えると、消防局・市は、今後も消防ヘリコプターの更新に関する検討を積極的に進めるべきである。

【措置の状況】

消防ヘリコプターの更新については、現機体の飛行時間や製造からの経過年数等を踏まえ、本市に必要な性能を有する新機体の導入に向け、令和4年5月9日に本市職員で構成する「静岡市消防ヘリコプター機体更新検討委員会」を設置し、令和8年度から新機体による運航を開始する方針で具体的な検討を進めています。

なお、関係機関（静岡県及び浜松市）との調整については、令和4年11月18日に県内の運航体制等について協議する検討会を開催しており、今後も関係機関と調整を行いながら、本市の機体更新に係る検討を進めていきます。

(6) 【災害時活動拠点の整備】 成果指標について [水道総務課、水道管路課]

【指摘事項54】

災害時における水の確保の重要性は言うまでもない。市が考える、市として用意すべき水の量(目標)に対して、当事業がどれだけのレベルに達しているのかを示すような成果指標を追加すべきである。そのためには、まず市が何人分の水を確保すべきなのかという目標を設定する必要がある。

【措置の状況】

現在、本市では、東日本大震災の経験や南海トラフ巨大地震の被害想定などから、大規模地震被害に伴う断水に備え、「自助」として市民の役割である1人1日3リットル7日分(21リットル)を目標に備蓄をお願いしています。また、水道事業では断水が長期化し、他都市等の応援給水の確保が難しい場合に備え、補完的役割として耐震性貯水槽による「共助」支援のための飲料水確保に努めています。

本監査では、水道事業が確保する水の量(人数)を目標として設定すべきとの御指摘を頂いておりますが、大規模災害時には、被災状況や範囲により、市民の皆さんが備蓄した飲料水を持ち出せる量や、応援に来られる他都市の応急給水の規模や応援の時期も変動するため、事前に確保すべき水量(人数)の算定は困難と考えています。

そこで、当事業の最終目標は、市が何人分の水を確保すべきかについてではなく、整備する給水拠点の数とし、当面の目標として、本市地域防災計画で定める給水拠点の優先度が、Aランクに設定されている71箇所の整備を進めていく方針です。

(7) 【災害時活動拠点の整備】 事業の方向性について [水道総務課、水道管路課]

【指摘事項55】

市は、食料備蓄について、避難所への避難者の3日分の食料に対して、避難者自らが持つてくると想定される食料では不足する分だけを備蓄している。

このことは、市が、災害に対する食料備蓄について、基本的に市民が自ら用意しておくべきものであり、市の役割は、食料を持ち出せずに避難した人たちを救うことである、と「自助」と「公助」の線引きを明確にしていることに他ならない。

それに対して当事業は、限られた財源を有効活用する観点においても重要な要素となる「自助」と「共助」のバランスを考慮した事業の最終的な到達目標が明確化されていない。

市は、災害等非常時においていち早く給水を回復する責務があり、発災直後から水道施設・管路の復旧に注力しなければならず、その他応急給水は救護病院等の医療機関を中心に対応が限られると思われる。そのため初動期の飲料水等の確保は、他都市などからの給水支援が届くまでは「自助」「共助」による市民相互の活動に大きく頼らざるを得ない。

したがって、今後の事業推進にあたっては、発災時の現実的な対応を踏まえて市が果たすべき役割を再考し、さらに東日本大震災以降に向上している地域防災力や防災・減災分野における最新の知見や技術革新、既存の水道施設の有効活用などの視点を取り入れて事業方針の見直しを進め、「水の備え」に対する「自助」「共助」「公助」の役割分担を明確にした上で、最終的な到達目標を市民にわかりやすく示していくべきである。その上で、当事業については、できるだけ短期間で最終的な到達目標の達成を果たし、その分の予算を、「自助」や「共助」ではできないインフラ設備系の防災事業に振り向けていくべきである。

【措置の状況】

水の備えに対する「自助」「共助」「公助」の役割分担を再考すべきという御指摘についてですが、それぞれの役割について、本市の地域防災計画では、「公助」として、市には平常時から災害時においても給水を確保できるよう施設等の整備に努めることや、災害発生後は給水の復旧に向けた迅速な対応をすること、「共助」として、自主防災組織等の協力を得て、応急給水等の飲料水の供給を実施すること、そして、「自助」として、市民は1人1日3リットル7日分（21リットル）の水量確保をすることが求められています。

災害時活動拠点の整備事業は、このうちの「共助」の支援のために行っているものではありますが、災害時に避難所へ水を持参できない市民に対して、必要な水を供給するためのものであり、このことも市の責務であると認識しています。この点については、食糧の確保の考えと相違はありません。

また、当事業の最終的な到達目標を明確化すべきという御指摘についてですが、大規模災害時には、被災状況や範囲により、市民の皆さんが備蓄した飲料水を持ち出せる量や、応援に来られる他都市の応急給水の規模や応援の時期も変動することから、現時点では、最終的な目標は設定せず、当面の目標として、本市地域防災計画で定める給水拠点の優先度が、Aランクに設定されている71箇所の整備を進めていく方針です。

なお、整備の方法については、従来の耐震性貯水槽の設置を中心とした整備から、より効果的・経済的な手法であり、かつ、公助として行うべき管路の耐震化の整備状況とも進

抄を合わせられる、既存の耐震化された水道管路に貯留された水道水を活用する方法等の導入に転換していきます。

(8) 【内水ハザードマップの作成・公表】成果指標（効果の測定）について [下水道計画課]
【指摘事項58】

当事業は、2019（令和元）年度に、事業の主目的である、内水ハザードマップの作成・公表を完了させている。担当課では、次のステップとして、内水ハザードマップの理解・活用の促進を図るという視点で、活動指標に出前講座・説明会などの実施数を掲げ、成果指標にも市民の理解度を掲げた点は、評価できる。

しかし、アンケート調査は、質問方法によって回答結果がかなり意図的に誘導できてしまうものであり、【現状】の後半に記載したように、本件のケースは、評価指標としては適切ではない点が多く、見直すべきである。

なお、当事業の今後の活動に合わせた成果指標を考えるのであれば、たとえば、活動指標の説明会・出前講座の実施回数に対応させて、説明会・出前講座への参加者数をもって、どれだけの市民に対して啓蒙ができたのかという成果とすることも考えられる。その場合には、目標設定の際に、単に人数だけでなく、どのような人たちを対象に啓蒙をすべきなのか、という視点を加えるべきであり、その意味で、講師派遣の要請に基づいて行われる出前講座よりも、担当課が主体的に行う説明会により重点を置いた取り組みになっていくことを期待する。

【措置の状況】

「内水ハザードマップの作成・公表」の評価指標（成果指標）としている「市民理解度」については適切ではない点が多く見直すべき、との指摘に対し、令和3年度より策定作業を進めてきた第5次上下水道事業中期経営計画（R5～8）では、「内水ハザードマップの周知」を活動指標に合わせた成果指標とするため指摘事項を踏まえ検討を行った結果、「市民理解度」を「出席者理解度」とします。

また、今後の出前講座はこれまでの自治会や学校などからの講師派遣の要請に加え、下水道計画課が主体となり生涯学習施設との共催事業として年15回計画しています。

なお、引き続き、関連イベントやホームページ、広報紙などを活用して、より多くの市民の皆さんへ内水ハザードマップの周知に努めていきます。

静岡市監査公表第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により別冊のとおり公表する。

令和 5 年 4 月 12 日

静岡市監査委員	遠 藤 正 方
同	白 鳥 三和子
同	福 地 健
同	大 石 直 樹

静岡市監査公表第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により別冊のとおり公表する。

令和 5 年 4 月 12 日

静岡市監査委員	遠 藤 正 方
同	白 鳥 三和子
同	福 地 健
同	大 石 直 樹

静岡市監査公表第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 2 項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により別冊のとおり公表する。

令和 5 年 4 月 12 日

静岡市監査委員	遠 藤 正 方
同	白 鳥 三和子
同	福 地 健
同	大 石 直 樹